

世田谷区告示第267号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月世田谷区条例第19号）第2条に規定する保険料の徴収事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

所在地 東京都千代田区二番町8番地8

(2) 名称 株式会社ローソン

所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号

(3) 名称 株式会社ファミリーマート

所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号

(4) 名称 山崎製パン株式会社

所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

(5) 名称 ミニストップ株式会社

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(6) 名称 株式会社ポプラ

所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

2 委託した歳入等

保険料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで